

# 平成29年第1回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成29年5月10日（水曜日）午前10時開会

---

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長行政報告  
日程第 5 議案第32号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 6 常任委員会委員の選任  
日程第 7 議会運営委員会委員の選任  
日程第 8 議会だより編集特別委員会委員の選任  
日程第 9 選挙第 1号 根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙  
日程第10 選挙第 2号 根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙  
日程第11 選挙第 3号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙  
日程第12 報告第 1号 専決処分した事件の承認について  
日程第13 報告第 2号 専決処分した事件の承認について  
日程第14 議案第27号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算  
日程第15 議案第28号 平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算  
日程第16 議案第29号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について  
日程第17 議案第30号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
日程第18 議案第31号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
日程第19 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 

## ○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	企画振興課長	川端達也君
まちづくり課長	平田充君	産業課長	八幡雅人君
総務課長	対馬憲仁君	税務財政課長	鹿又明仁君
納税担当課長	中田靖君	環境生活課長	堺昇司君
保健福祉課長	太田洋二君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
建設水道課長	武田弘幸君	学務課長	大沼良司君
学務課長補佐	福田一輝君	会計管理者	仙福聖一君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松田伸哉君	事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	-------	-------

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成29年第1回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番松原臣君及び8番鹿又政義君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

第1回臨時町議会に際し、議員皆様の御出席を賜りましたことに、まず、もってお礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、春の叙勲受章についてであります。

このたび平成29年4月29日に、前羅臼消防団団長西山修二氏が春の叙勲瑞宝双光章を受章されることが決定いたしましたので御報告いたします。

西山氏氏におかれましては、昭和48年1月1日に根室北部消防事務組合羅臼消防団に入団されて以来、平成29年3月31日に退団されるまでの44年有余にわたり地域防災の普及に努められ、有事に際しては団員として住民の生命、財産、安全の保護のために御活躍をされ、平成21年4月1日に羅臼消防団団長となられてからは、その強い指導力で消防団を統率し消防体制の強化にも御尽力されました。

さらに、平成21年7月からは、財団法人北海道消防協会評議員、平成25年4月からは北海道消防協会根室地方支部長、同年6月からは広域財団法人北海道消防協会理事を、それぞれ歴任され、その多大な功績により今回受章となられたものであります。

当町といたしましても、このたびの受章は大変名誉であり、ここに御報告を申し上げる次第でございます。

2件目は、知床横断道路開通後の雪崩の状況と、ゴールデンウィークの観光客の入り込みについてであります。

4月28日10時に開通しておりました知床横断道路ですが、4月30日午後3時47分頃雪崩が発生しているのをパトロール車が発見いたしました。

既に通行どめ時間を過ぎていましたので、車や人が巻き込まれていなかったことが不幸中の幸いでありました。

ゴールデンウィーク後半を控え、通行どめは当町の観光に非常に大きな影響を与えると懸念しておりましたが、釧路開発建設部の御配慮により5月3日、4日の両日は羅臼湖入口までの一部を通行可能としていただき、2日間で201台の車両が通行し427名が羅臼湖までの観光を楽しんでいただきました。

5日からは、午前10時より午後3時30分まで全線開通となっておりますが、降雪のため、8日12時から9日10時までの間一時通行止めとなりました。

この間の釧路開発建設部や地元業者の御努力と観光シーズンということもあり、部分開通に御理解いただきましたことに感謝申し上げます。

4月末の土曜日から5月第1日曜日までのゴールデンウィーク期間中は天候にも恵まれて、道の駅の入り込み数は6,262名で、昨年同期間と比較しますと113.7%

増加となりました。

羅臼町の観光シーズンも本格的にスタートいたしまして、アクシデントはありましたが入り込み数も順調に推移しておりますので、今後においても期待をするところでありませぬ。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

---

◎日程第5 議案第32号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて

---

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第32号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 32ページをお開きください。

議案第32号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

新たな監査委員の氏名につきましては、松田眞佐都氏。

住所は、目梨郡羅臼町共栄町15番地であります。

生年月日は昭和31年11月3日。60歳でございます。

任期につきましては、平成29年6月1日から平成33年5月31日まででございます。

松田氏は、札幌短期大学卒業後、民間会社を経て、平成18年3月まで羅臼商業協同組合に勤務され、その後10年間羅臼町商工会に勤められ退職しております。

松田氏におかれましては、これまでの経験、識見ともに適任でありますので、議員皆様の御賛同を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第32号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることに

ついては、同意することに決定しました。

---

### ◎日程第6 常任委員会委員の選任

---

○議長（村山修一君） 日程第6 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、あらかじめ希望をとっておりますので、それをできるだけ尊重し、また、これまでの前歴等を勘案した上で副議長を含め協議し、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

常任委員会委員選考のため、暫時休憩します。

午前10時09分 休憩

---

午前10時11分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に希望を考慮し、また希望の多い委員会については、副議長と協議調整しました結果を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（松田伸哉君） 各常任委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会、鹿又政義議員、小野哲也議員、田中良議員、加藤勉議員、佐藤晶議員。

経済文教常任委員会、松原臣議員、坂本志郎議員、宮腰實議員、高島讓二議員、村山修一議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員会委員に選任することに決定しました。

委員会条例第7条第2項の規定により各常任委員会では、委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いしま

す。

暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

---

午前10時18分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を行います。

休憩中に、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

総務民生常任委員会委員長に小野哲也君、副委員長に田中良君。

経済文教常任委員会委員長に松原臣君、副委員長に宮腰實君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

#### ◎日程第7 議会運営委員会委員の選任

---

○議長（村山修一君） 日程第7 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

本委員会委員の選任につきましては、申し合わせにより各常任委員会委員長及び各常任委員会より1名からなる計4名で構成することになっております。

委員会条例第6条第4項の規定により、各常任委員会により互選された委員を議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

各常任委員会では委員会を開催し、議会運営委員の互選をお願いします。総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いします。

暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

---

午前10時26分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において議会運営委員会委員の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

総務民生常任委員会からは、小野哲也君、田中良君。

経済文教常任委員会からは、松原臣君、高島讓二君。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員会条例第7条第2項の規定により議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。正副議長室でお願いをいたします。

暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

---

午前10時31分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に高島讓二君、副委員長に田中良君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

## ◎日程第8 議会だより編集特別委員会委員の選任

---

○議長(村山修一君) 日程第8 議会だより編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

本特別委員会の委員につきましては、議会広報発行に関する条例第3条第3項の規定により、4名で構成することになっております。

この選考に当たりましては、正副議長及び各常任委員会委員長で協議の上、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

委員選考のため、暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

---

前10時38分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に委員の選考を行った結果を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（松田伸哉君） 議会だより編集特別委員会委員を報告させていただきます。

坂本志郎議員、小野哲也議員、宮腰實議員、加藤勉議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり指名いたしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

議会広報発行に関する条例第4条第2項の規定により議会だより編集特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

---

午前10時42分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告を行います。

休憩中に議会だより編集特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に坂本志郎君、副委員長に加藤勉君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

#### ◎日程第9 選挙第1号 根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙

---

○議長（村山修一君） 日程第9 選挙第1号 根室北部衛生組合議会議員の補欠選挙を行います。

衛生組合議会議員については、現在、羅臼町議会から4名の議員が選出されておりますが、このたび、小野議員、高島議員から辞職したい旨の申し出がありましたので、これを受理しております。

については、根室北部衛生組合同規約第6条第3項の規定により補欠選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいた  
したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

---

午前10時45分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

根室北部衛生組合同議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部衛生組合同議会議員に5番小野哲也議員、2番田中良議員を指名したいと思います。  
す。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5番小野哲也議員、2番田中良議員が根室北部衛生  
組合同議会議員になることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第10 選挙第2号 根室北部消防事務組合同議会議員の補欠選挙

---

○議長(村山修一君) 日程第10 選挙第2号 根室北部消防事務組合同議会議員の補欠  
選挙を行います。

消防事務組合同議会議員については、現在、羅臼町議会から4名の議員が選出されてお  
りますが、このたび、坂本議員、田中議員から辞職したい旨の申し出がありましたので、こ  
れを受理しております。

については、根室北部消防事務組合同規約第6条第3項の規定により補欠選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいた  
したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませ  
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

---

午前10時47分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

根室北部消防事務組合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部消防事務組合議会議員に7番松原臣議員、4番宮腰實議員を指名したいと思  
います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7番松原臣議員、4番宮腰實議員が根室北部消防事  
務組合議会議員になることに決定をいたしました。

---

#### ◎日程第11 選挙第3号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙

---

○議長(村山修一君) 日程第11 選挙第3号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員  
の補欠選挙を行います。

廃棄物処理広域連合議会議員については、現在、羅臼町議会から4名の議員が選出され  
ておりますが、このたび、小野議員、高島議員から辞職したい旨の申し出がありましたの  
で受理をしております。

については、根室北部廃棄物処理広域連合規約第8条第2項の規定により補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

---

午前10時49分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の補欠選挙に伴う指名を行います。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員に5番小野哲也議員、2番田中良議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5番小野哲也議員、2番田中良議員が根室北部廃棄物処理広域連合議会議員になることに決定をいたしました。

ここで11時10分まで休憩します。

午前10時50分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第12 報告第1号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第12 報告第1号 専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 1ページをお開き願います。

報告第1号専決処分した事件の承認についてであります。

また、この後予定されております報告第2号及び議案第27号から議案第31号につきましては、副町長及び担当課長から内容について説明させますので、御審議御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成29年3月31日でございます。

平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,211万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,945万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款地方譲与税99万9,000円を減額し、1,770万1,000円。

1項地方揮発油譲与税53万円を減額し、517万円。

2項自動車重量譲与税46万9,000円を減額し、1,253万1,000円。

3款1項利子割交付金72万9,000円を減額し、77万1,000円。

4款1項配当割交付金107万4,000円を減額し、142万6,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金84万6,000円を減額し、85万4,000円。

6款1項地方消費税交付金2,458万7,000円を減額し、1億541万3,000円。

7款1項自動車取得税交付金26万9,000円を追加し、306万9,000円。

8款1項地方特例交付金7万8,000円を追加し、74万8,000円。

9款1項地方交付税2億1,210万9,000円を追加し、21億5,163万1,000円。

この内訳でありますけれども、普通交付税1億3,572万5,000円、特別交付税7,638万4,000円が、それぞれ算定の結果伸びを示したものでございます。

ここまでは、国の交付金の決定による増減でございます。

13款国庫支出金44万6,000円を減額し、2億6,208万円。

2項国庫補助金44万6,000円を減額し、9,512万4,000円。高台の町営住宅解体の入札減によるものでございます。

16款1項寄附金3,730万円を追加し、2億8,394万9,000円。内訳として3,700万円の追加が1本ございまして、ふるさと納税の確定に伴うものでございます。また、30万円につきましては、善意の寄附によるところでございます。

18款1項繰越金3,104万1,000円を追加し、9,613万7,000円。これにつきましては、財政調整のために前年度繰越金に求めたものでございます。

歳入合計、2億5,211万6,000円を追加し、45億1,945万4,000円となるものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項議会費、70万円を減額し、3,637万5,000円。議員の旅費の確定に伴う減額でございます。

2款総務費、2億8,890万1,000円を追加し、11億6,460万1,000円。

1項総務管理費、2億8,890万1,000円を追加し、11億2,479万8,000円。

内容につきましては、一般管理費、財産管理費、企画費、協働のまちづくり推進事業費におきまして、それぞれ事業の確定に伴い過不足の調整を行ったものでございまして、主なものとして、財政調整基金に1億円、公共施設整備基金に2億円の積み立てが可能となったものでございまして、今後の財政運営の安定に努めていくところでございます。

4款衛生費2,100万2,000円を減額し、6億5,605万9,000円。

1項保健衛生費1,664万8,000円を減額し、2億7,068万6,000円。

3項清掃費435万4,000円を減額し、3億7,924万3,000円。これにつきましては、特別会計繰出金で1,664万8,000円の減額でございまして、水道事業会計の確定に伴う減額でございます。

清掃費につきましては、清掃総務費水産系廃棄物処理施設費におきまして、事業費の確

定に伴う減額でございます。

5款農林水産業費165万3,000円を減額し、1億1,762万4,000円。

2項林業費115万3,000円を減額し、1,641万1,000円。

3項水産業費50万円を減額し、7,088万5,000円。これにつきましては、林業費におきましては治山事業において、事業費の確定に伴う減額でございます。また、水産業費につきましては、水産業の総務費におきまして、事業費の確定に伴う減額をしたものでございます。

6款1項商工費116万1,000円を減額し、8,131万2,000円。これにつきましては、温泉供給費において事業費の確定に伴う減額でございます。

7款土木費710万5,000円を減額し、1億793万円。

2項道路橋りょう費710万5,000円を減額し、1億635万1,000円。内容につきましては、道路維持費において除雪費用の確定に伴う減額でございます。

8款教育費230万円を減額し、5億9,310万5,000円。

5項社会教育費60万円を減額し、4,276万7,000円。

6項保健体育費170万円を減額し、1億2,342万9,000円。内容につきましては、社会教育費において公民館事業の団体補助金の確定に伴う減額でございます。保健体育費につきましては、給食センター管理費におきまして、臨時調理員の1名退職に伴う減額の内容となっております。

9款1項公債費286万4,000円を減額し、3億8,055万9,000円。内容につきましては、元金において186万4,000円の減額。これにつきましては町債元利償還金の確定に伴うものでございます。

利子におきまして100万円の減額。一時借入金が生じなかったための減額でございます。

歳出合計2億5,211万6,000円を追加し、45億1,945万4,000円となるものでございます。

なお、詳細につきましては、事項別明細書を別冊資料として配付してございますので、参照願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

---

◎日程第13 報告第2号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（村山修一君） 日程第13 報告第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（武田弘幸君） 議案の6ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

7ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成29年3月31日であります。

8ページをお願いいたします。

平成28年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算についてです。

今回の補正につきましては、平成28年度の決算が確定したことにより一般会計から一般会計補助金の収入の減額であります。

第1条は、総則でございます。

平成28年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入の補正です。

平成28年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益1,664万8,000円を減額し、2億3,141万8,000円。

第3項特別利益1,664万8,000円を減額し、1,391万円となるものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第13 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第14 議案第27号 平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長(村山修一君) 日程第14 議案第27号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(鈴木日出男君) 議案の9ページをお願いいたします。

議案第27号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成29年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,879万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

10ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

17款繰入金1項基金繰越金、30万円を追加し、4億616万7,000円。

18款1項繰越金、560万円を追加し、560万1,000円でございます。

歳入合計、590万円を追加し、59億6,879万6,000円となるものでございます。

内容といたしましては、繰入金30万円につきましては善意による寄附があったものでございます。560万円につきましては財政調整によりまして、前年度の繰越金に求めたものでございます。

歳出でございます。

4款衛生費590万円を追加し、6億8,148万円。

1項保健衛生費590万円を追加し、3億680万9,000円でございます。

内容につきましては、2点ございます。

1点の30万円の善意による寄附でございまして、診療所のストレッチャー1台、備品の指定寄附がございました。

それから、560万円につきましては、診療所のレントゲンの故障に伴う機器の入れかえにつきましての計上でございます。内容につきましては、診療所会計のほうで詳細を述べさせていただきたいと思っております。

歳出合計590万円を追加し、59億6,879万6,000円となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第27号平成29年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第28号 平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所  
事業特別会計補正予算について

---

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第28号平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の12ページをお願いいたします。

議案第28号平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算であります。

平成29年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,458万4,000円とするものです。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

13ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

2款繰入金1項他会計繰入金に590万円を追加し、1億9,450万5,000円。

歳入合計は、590万円を追加し1億9,458万4,000円です。

歳出でも御説明いたしますが、診療所備品のストレッチャー購入にかかる負担金30万円と、X線テレビシステム入れかえにかかる負担金560万円の財源を一般会計繰入金に求めたものです。

14ページで歳出です。

1款総務費1項総務管理費に590万円を追加し、1億4,894万9,000円。

歳出合計は590万円を追加し、1億9,458万4,000円です。

今回増額補正をお願いするのは、ストレッチャーの購入費30万円とX線テレビシステム入れかえにかかる移設費用及び廃棄費用560万円を、診療所設備整備負担金として追加するものです。

ストレッチャーにつきましては、1個人から指定寄附があったものでして、購入代金を負担金として支払うものです。

また、X線テレビシステムレントゲンにつきましては、購入後既に14年が経過しており、今後部品の供給ができなくなることから入れかえが必要となり、孝仁会が機器を導入し、移設費用と現在使用している機器の廃棄費用について羅臼町が負担するものです。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料の27ページから32ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございますが、この補正予算につきましては5月1日開催の平成29年第2回国保運営協議会におきまして、原案のとおり了承をいただいておりますことを御報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第28号平成29年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 29 号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 16 議案第 29 号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（鹿又明仁君） 議案の 15 ページをお願いいたします。

議案第 29 号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

16 ページをお願いします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、本年 3 月 31 日に公布されました地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する等の法律（平成 29 年法律第 29 号）に伴う改正でございます。

平成 29 年度の地方税制改正におきましては、日本全体の成長力の底上げのため就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、個人住民税におけます配偶者特別控除の見直し、また、エコカー減税の見直しなど所要の措置が講じられたところでございます。

これらに基づきまして、それぞれ関連する項目につきまして条項の改正並びに条文の整理を行うものでございます。

改正条例につきましては議案の 16 ページから 27 ページに掲載しておりますが、改正の内容につきましては、別冊としてお手元に配付してございます参考資料の 1 ページから 4 ページ、資料 1 の羅臼町町税条例の一部を改正する条例、説明資料により主な改正内容と適用関係につきまして、御説明させていただきますので特段の御理解を賜りたいと存じます。

参考資料の 1 ページをお願いいたします。

1 の主な改正内容でございます。改正項目で 9 点となっております。

1 番目につきましては、所得割の課税標準でございます。

上場株式等配当所得に関する改正でございまして、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額にかかわる所得につきましては総合課税、申告の分離課税、いずれかを選択できるものでございますが、提出されました申告書に記載された事項、また、その他の事項を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確に定めるものでございます。

2 番目につきましては、固定資産税の課税標準でございます。

震災等によりまして滅失、または損壊した償却資産に対する固定資産税の特例といたしまして新設されました、法第 349 条の 3 の 4 の適用により、償却資産に対します課税標

準を4年度分に限り2分の1とする規定の整備を行なうものでございます。

3番目は、法第349条の3第28項等の条例で定める割合でございます。

保育の受け皿整備の促進のため、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる割合をわがまち特例として新設するものでございます。

1は、法第349条の3第28項で定めます家庭的保育事業、また、2は同条の第29項で定めます居宅訪問型保育事業、3につきましては、同条で第30項で定めます事業所内保育事業でございまして、いずれも利用定員が5人以下の事業許可を得た者が事業に供する家屋、または及び償却資産の特例といたしまして定める割合を参酌どおりの2分の1とするものでございます。

4番目は、被災住宅用地の申告でございます。

災害に関します税制上の特例措置の常設化でございまして、被災市街地復興特別法によりまして、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等の発生後4年度分に限り特例を適用させるためのものでございます。

なお、1番から4番までの改正規定につきましては、平成29年4月1日から適用するものでございます。

これ以降は、附則の改正でございます。

5番目は町民税の所得割の非課税の範囲等でございます。

控除対象配偶者の定義が、今回の改正によりまして配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下の者は同一生計配偶者と名称が変更されましたことから、控除対象配偶者の文言を同一生計配偶者に改めるものでございます。

なお、本規定につきましては、平成31年1月1日から施行するものでございます。

2ページをお願いいたします。

6番目は、肉用牛の売却による事業所得に係わる町民の課税の特例でございます。

肉用牛の売却による特例の適用期限を3年間延長する改正でございまして、昭和57年度から平成30年度を昭和57年度から平成33年度に改めるものでございます。

7番目は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございます。

わがまち特例で定めます固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる割合の整備でございます。

改正前の13法附則第15条第40項につきましては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関連の期限の終了によりまして削除となりましたことから、新たに13につきましては、保育の受け皿整備の促進のための固定資産税におけます特例の制定でございます。

法附則第15条第44項企業主導型保育事業でございまして、子ども子育て支援法に基づきます補助を受けた事業主等が当該施設の用に供する固定資産税の特例といたしまして定める割合を参酌どおりの2分の1とするものでございます。

14番につきましては、新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅にかかわる減額措置でござい

ございます。戸数要件が1棟当たり10戸以上など各種要件で、対象となる家屋の特例といたしまして定める割合を参酌どおりの3分の2とするものでございます。

8番目は、軽自動車税の税率の特例でございます。

グリーン化特例によります経過につきましては、重点化を行った上で2年間延長するものでございます。

①重点化といたしまして、地方税法の改正で基準の見直しが行われまして、乗用におけます50%軽減対象車両につきましては、2020年度燃費基準プラス30%達成。また、25%軽減対象車両につきましては、2020年度燃費基準プラス10%達成に、それぞれ引き上げとなっております。

なお、見直し後の税額の改正はございません。そのほかの軽減率の75%、50%、25%につきましては、後ほど御確認いただきたいと存じます。

3ページをお願いいたします。

②2年間の延長につきましては、取得期間を平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間とし、その間新規登録されました軽自動車を対象とするものでございます。

経過年度につきましては、平成30年度、平成31年度で登録の翌年度分のみを対象とするものでございます。

最後の9番目につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例を新設するものでございます。

本規定につきましては、燃費不正対策強化の一環といたしまして燃費不正が生じた場合の納税義務車等の特例を定めるものでございます。

1項でグリーン化特例の適用は国土交通大臣の認定等に基づき行うものとし、2項で軽自動車税の額の不足が生じた原因が国土交通大臣に申請したものの不正により認定が取り消しとなった場合は、申請した者を軽自動車の所有者とみなすものでございます。

3項につきましては、2項の適用となった軽自動車税の不足額に100分の10の割合を乗じた金額を加算するものでございます。

ここまでの6番から9番までの改正規定につきましては、平成29年4月1日から適用するものでございます。

なお、当町での昨年平成29年度におけます燃費不正対象車両につきましては、対象となる車両はございませんでした。

次に、2のその他の改正でございます。

1番、配当割額または株式等譲渡所得割の控除につきましては、第33条の改正に伴います規定の整備でございます。

2番、法人の町民税の申告納付につきましては、法律改正にあわせました文言の整理でございます。

3番、法人の町民税にかかわる不足額の納付の手続につきましては、法律改正にあわせ

ました規定の整備でございます。

4番、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出につきましては、法律改正にあわせました適用条文の整備でございます。

5番、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申し出につきましては、被災被害地復興推進地域に定められた場合には、震災等の発生後4年度分に限り、従前の按分方法同様の扱いを受けるための規定の整備でございます。

6番の読替規定につきましては、法律改正にあわせました適用条文の整理でございます。

4ページをお願いいたします。

7番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、耐震改修が行われました認定長期優良住宅等の適用を受けるための規定の整備でございます。

8番、上場株式等にかかわる配当所得等にかかわる町民税の課税の特例につきましては、第33条と同様に町長が課税方式を決定できることを明確に定めるものでございます。

9番、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる町民税の課税の特例につきましては、適用期限を3年間延長などの改正でございます。

10番、特例適用利子等及び特例適用配当等にかかわる個人の町民税の課税の特例及び11番条約適用利子等及び条約適用配当等にかかわる個人の町民税の課税の特例につきましては、それぞれ特例適用利子等にかかわる所得、条約適用配当等にかかわる所得につきまして第33条と同様に町長が課税方式を決定できることを明確に定めるものでございます。

1番から11番までの改正規定につきましては、平成29年4月1日から適用するものでございます。

また、12番、13番、14番の改正につきましては、軽自動車税のグリーン化特例の延長にかかわる改正及び規定の整備でございます。

また、12番の改正規定につきましては、平成31年10月1日から、また、13番、14番の改正規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

附則の第2条、第3条、第4条につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税の経過措置でございます。「別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の各税に関する部分は、平成29年度以降の各税に適用し、平成28年度分までについては、従前の例によるものとするものでございます。

また、別段の定めといたしまして、それぞれ条文に第2項以降を定めてございます。

続きまして、次の5ページから29ページまでの資料2 羅臼町町税条例の一部改正新旧対照表につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと存じます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第29号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第30号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第30号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の28ページをお願いいたします。

議案第30号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

29ページをお願いします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、国民健康保険施行令の一部を改正する制令が公布され、低所得世帯にかかる国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の世帯にかかる軽減判定所得を改正するものです。

第23条第1項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改めるものです。

第2号の27万円に改めるものは5割軽減世帯にかかるもので、第3号の49万円に改めるものは2割軽減世帯にかかるものです。

附則といたしまして、第1条、施行期日。この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

第2条、適用区分。改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の

年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税について、なお従前の例によるものです。

なお、条例の新旧対照表を別冊の参考資料の資料3に掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございますが、この条例改正案につきましては、5月1日開催の平成29年第2回国保運営協議会におきまして、原案のとおり了承をいただいておりますことを御報告させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第30号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第31号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定  
について

---

○議長（村山修一君） 日程第18 議案第31号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の30ページをお願いいたします。

議案第31号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

31ページをお願いします。

羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例。

羅臼町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び平成28年度」を「から平成29年度まで」に改めるものであります。

今回の改正理由であります。現在消費税が10%となるまでの間、低所得者への保険料の減額賦課を行っておりますが、消費税の増額が延期されたことから、平成29年度に

おきましても継続して措置するものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第31号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（村山修一君） 日程第19 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された、閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第1回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前11時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員